

令和2年6月4日

保護者 様

三田市教育長
鹿嶽 昌 功
ゆりのき台小学校長
福本 八重歌

学校における教育活動について

保護者の皆様には、分散登校による学校の教育活動の再開について、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、5月21日に兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部から、県下の公立学校に対し6月1日より教育活動を再開する旨が示されました。このことを受けて、三田市の対策本部会議において、下記のとおり6月15日より通常の教育活動を実施することとしましたので、お知らせ致します。

なお今後、急遽変更等が必要な場合、別途連絡させていただきます。

記

1 通常の教育活動の実施について

6月15日以降は、通常の教育活動を実施します。

- (1) 授業時間や休み時間などを柔軟に設定し、児童生徒の過度な負担とならないよう配慮して教育活動を行います。
- (2) 6月15日以降、学校給食の実施が可能となります。
2～6年生…15日(月)から実施します(通常通り授業を行います)
1年生…16日(火)から実施します(19日までは4時間授業です)
- (3) 中学校の部活動について
 - ① 活動時間は原則、平日2時間程度、休日3時間程度とします。
 - ② 週に2日以上(平日、休日ともに少なくとも1日)の休養日を設定します。
 - ③ 対外試合や合同練習は当面の間、実施しません。ただし、現在市内合同チームを編成している場合の練習を除きます。
 - ④ 早朝練習は当面の間、実施しません。

2 令和2年度の夏季及び冬季休業期間等について

必要な授業時数を確保するため、夏季及び冬季休業期間を短縮します。

(1) 夏季休業期間

小学校 8月1日(土)～8月16日(日)

中学校 8月8日(土)～8月16日(日)

(2) 冬季休業期間

小・中学校 12月26日(土)～1月4日(月)

(3) 学期

1学期:4月1日～7月31日(終業式:7月31日)

2学期:8月1日～12月31日(始業式:8月17日/終業式:12月25日)

3学期:1月1日～3月31日(始業式:1月5日/卒業式:3月24日/
修了式:3月25日)

3 教育活動の工夫について

感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い密接するような学習活動については、履修する順番を入れ替える等、年間指導計画を見直して実施します。また、今後の状況によって、今年度は実施しない場合があります。今年度は、水泳実技の授業は実施しません。

4 基本的感染防止対策

(1) 3密の回避

可能な限りにおいて、以下の対策を行います。

- ① 密集、密接、密閉が同時に重なる場を避け、1つ1つの条件が発生しないように配慮していきます。
- ② 教室内の座席配置等を工夫し、身体的距離の確保を実施します。
- ③ 2方向の窓を同時に開け、こまめな換気を行います。
- ④ 教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、多数が手を触れる箇所は、1日1回以上、教職員が消毒を行います。

5 登下校の工夫について

登下校時、児童生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

6 学校行事等について

(1) 小・中学校共通

- ① 運動会、文化祭等については半日程度で実施する等、従前の形式にとらわれず学習発表の場として位置づけ、感染状況及び学校の実態に沿って工夫して実施します。
- ② 9月以降に延期予定の修学旅行については、実施について検討中です。

(2) 小学校

- ① 自然学校(5年生)は、県教育委員会より実施方法等の弾力化の方針を受け、宿泊せず1日単位で2日、実施します。
- ② 環境体験事業(3年生)は、2回実施します。
- ③ 連合体育大会(6年生)、連合音楽会(4年生)、市内巡り(3年生)は中止します。

(3) 中学校

- ① わくわくオーケストラ教室（1年生）は、2学期以降に実施予定です。
- ② トライやる・ウィーク（2年生）は、県教育委員会より実施方法等の弾力化の方針を受け、1日で実施します。

7 心のケアに関すること

(1) 教育相談の充実

健康面や学習面でストレス、不安を抱えている児童生徒は少なくないと考えています。学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察等から、児童生徒の状況の把握に努め、スクールカウンセラー等による支援も行ってまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実

道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがない学びを進めます。

8 家庭における健康管理のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスク着用など「新しい生活様式」を実践し、感染症予防を徹底してください。
- (2) 学校から配布する健康観察カードに毎朝体温等の結果を記録し、学校に提出してください。
- (3) 発熱等の風邪症状が見られるときには、自宅で休養してください。高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診してください。また、受診結果を学校に報告してください。
- (4) 学校には、マスクをして登校してください。
- (5) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを持参してください。
- (6) 毎日、洗濯したハンカチとティッシュを持参してください。
- (7) 熱中症予防のため、水筒を持参してください。
- (8) 換気、空調管理を行いますので、体調にあわせた衣服調整ができるようご準備ください。
- (9) 登校後、発熱などの風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- (10) 十分な睡眠・バランスのとれた食事・適度な運動を心がけ免疫力を高めてください。
- (11) ご家族や身近な方で帰国者・接触者相談センターに相談をされた場合や「濃厚接触者となり自宅待機している家族がいる」、「感染した人が身近にいる」場合は学校にお知らせください。

9 次のような症状がある場合には出席停止とし、欠席として扱いません

- (1) 発熱などの風邪の症状がある場合
- (2) 医療機関において新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 濃厚接触者に特定された場合
- (4) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※ 新型コロナウイルス感染に対する不安や心配があり欠席する場合、これまで出席停止の扱いとしていましたが、兵庫県の緊急事態宣言、三田市の非常事態宣言がともに解除され、市内の感染症の拡大防止に一定の歯止めができ、学校でも可能な限りの感染防止対策を実施しており、6月15日以降は欠席の扱いとさせていただきます。

10 児童生徒・教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

- ・ 児童生徒等が新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者となった場合、当該学校の臨時休業について、宝塚健康福祉事務所と協議し決定します。
- ・ 当該学校に感染者が確認された場合は、児童生徒の健康と安全のため宝塚健康福祉事務所の実施する調査や健康観察などにご協力をお願いします。

11 特例登校について

6月12日で終了致します。